

令和 2 年 4 月 8 日

生徒の皆さん  
保護者 様

県立明石高等学校  
校長 西 茂樹

### 緊急事態宣言を踏まえた県立学校における春季休業明けの取扱いについて

春季休業中は、感染予防対策を実施しながら、教育活動を校内に限定し、部活動等を認めていましたが、このたび、緊急事態宣言を受けて、年度当初の行事を簡素化して実施の後、5月6日までの間、臨時休業とします。

臨時休業中、生徒へ課題の指示や提出等のために、下記のとおり登校日を設定しますので、ご理解ご協力をお願いします。

#### 記

- 1 登校日 4月8日(水)に、5月6日までの休業期間に対応するための説明を実施後、次のとおり週1日、午前中の登校日を設ける。  
4月10日(金)、4月14日(火)、4月21日(火)、4月28日(火)
- 2 登校日の活動 (1) 登校時間 通勤時間帯を避け、9時15分登校  
(2) 活動内容 休業中の課題説明及び進路に係る説明並びに各種行事  
詳しくは、HPでご確認ください。  
(3) 部活動 実施しない
- 3 感染症対策について  
(1) 発熱等の風邪の症状が見られる場合は、自宅で休養すること。  
毎朝の検温及び風症状等の確認を徹底してください。  
(2) 手洗いや咳エチケットを徹底する。  
(3) 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるようにしてください。  
(4) 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患、透析、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている場合、その他重症化するリスクが高い場合は、必ず主治医と相談の上、学校にお知らせください。  
また、その他理由で感染の不安・心配を理由に登校できない場合も、ご遠慮なく担任にご相談ください。
- 4 学習支援 学習に著しく遅れが生じることがないように、教科ごとに家庭学習を適切に課し、登校日を利用した進捗状況の確認や指導を行います。